

町政を問う！



村井議員



進藤議員

町に町営合同墓の建設を

町長…町民のニーズを把握し検討。当面設置の考えはない。

問 前回質問した平成28年当時、中空知には公設合同墓はなかったが、平成30年に砂川市、令和2年に赤平市、令和3年に滝川市が建設している。墓地使用返還数についても増加しており、墓地を長年にわたり維持することの難しさが垣間見える。今後、身寄りのない高齢者や特定の宗派を持たない方が増えることが予想されることから、慣れ親しんだ郷土・新十津川で永遠に眠り続けることができるように本町に町営合同墓を建設すべきではないか。

答 ここ数年で近隣自治体で公営合同墓が設置されていることは承知しているが、本町においては以前同様に合同墓の問い合わせはさほど多くない状況である。墓地返還の主な要因としては、墓地使用者の世代交代により承継者が町外に在住していることで、居住地近くの墓地や寺院の納骨堂などに移されているケースが多い状況。本町の墓地を返還すること町営合同墓の必要性は関連がないと考える。以上のことから町営合同墓については、町民のニーズを把握しながら検討を進めるが、当面は設置についての考えはない。

受験料、予備校費用を奨学金の対象にすべき

教育長…入学前の経費は奨学金の対象と考えていない。

問 大学等の進学に際しては、入学金や授業料の他に、複数の受験料が必要となるケースがほとんどである。受験料が払えず、やむなく受験を諦めたという話も聞いている。また受験がうまくいかず、やむなく予備校に通う事になると、大学等入学とほぼ変わらない経費が必要であり、本人・親にとって頭を悩ませる問題である。教育を受ける権利をできるだけ平等にするため、受験料および予備校の費用も町奨学金の貸付対象に加えるべきと考えるが。

答 受験料について、町では高校卒業後の就職または進学の進路状況や大学・短大・専門学校、さらには国公立・私立への受験状況まで把握できていないため、対象としない。また、受験に向けた学習の場としては、予備校だけでなく学習塾、夏休み冬休み期間の集中講習、家庭教師も同様であり、自分で学んでいる方もいる。目指す学校が芸術・体育系の場合は、音楽教室やスポーツ教室なども受験に向けた学校教育として捉える事ができる。従って予備校だけを対象とすることは公平性に欠けると考える。本町の奨学金制度は、入学後の修学に係る経済的負担に重きを置いている事から、入学前に負担する経費である受験料および予備校の費用については、現段階では考えない。



6月定例会では夜間議会を開催し、
3名の議員が登壇しました

ずばり



本年度から民間委託した図書館



小玉議員

コロナ後における地域活動の推進策は

町長…地域コーディネートの強化を進める。

問 コロナの影響により地域コミュニティの在り方が変化し、集まらないことの通常化に加え、地域活動への参加意欲も減少している。第6次総合計画では地域活力の維持、町民自治の実現を目標とし「住民活動の促進」を進めるとあるが、コロナ後におけるその取り組み内容は。

答 行政区では行政区提案事業がほとんど実施できず、事業費ペースで見ると令和元年度と比べ、令和2年、3年度とも8%と大幅減少が見られる。しかし、本年度から感染対策を考慮しながら各種イベントや諸活動の再開を進めていく。行政区活動についても、職員が行政区に出向き、課題解決に向けた協議をすることも地域コーディネートの強化を進め、総力を上げてコロナ後の住民活動の活性化を図る。

問

本町の自治組織体系は行政区と町内会があるが、特に町内会については加入の必要性が薄れている現状が伺える。今一度、行政区や町内会という自治組織の体系を検証する必要があるのではないかと。

答

移住により戸数が多い町内会もあり、町内会活動が実施しづらい現状や町外からの転入者からは町内会費が高いなどという声も聞かれる。行政区費、町内会費のあり方については、区長と情報の共有を進めている。災害時の支え合いや地域福祉の観点からも自治組織への加入を促進する。

公共サービスの民間委託の考え方は

町長…可能なものから委託方式を取り入れる。

問 本町において、保育所の指定管理や福祉施設の民営化、給食センター、スクールバスの運転業務、図書館など民間委託を進め、令和5年度には地域包括支援センターが民間に業務委託する計画がある。公共サービスにおける民間活力の活用は、行政事務効率化の点でも有用であるが、本町公共サービスにおける民間委託に対する考え方と今後の方針は。

答 厳しい財政状況と効率的・効果的な業務の執行、住民サービスの向上を目指す、民間にできることは民間に任せるという方針でこれまで進めてきた。今後、業務性質を踏まえ、行政評価制度の結果を考慮しながら、行政的な専門性が求められず、比較的定型的な業務については、さらに業務委託を進めて行くことになる。具体的に戸籍や保険などの窓口業務も将来を見据えたときには検討に値する業務であると考える。委託方式に切り替えることで行政サービスの質的向上が期待でき、業務の合理化が図れるようなものがあればしっかりと検討し執り進めていく。

問

民間委託後の町の責任性や委託企業との関わりをどのように考えているのか。

答

委託契約に定めた業務仕様に沿って誠に履行していただくため適切な契約の相手を選任することとしている。受注者の執行体制なども重要な判断基準としている。契約後は、地方自治法に基づき「監督」「検査」を実施し委託契約の適正な履行確保に努めていく。